

Title	跡部達蔵内乱陰謀事件関係史料(明治十年)
Sub Title	Historical Documents of the Tatsuzo Atobe Plot of Insurrection
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology ). Vol.56, No.10 (1983. 10) ,p.38- 60
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19831028-0038">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19831028-0038</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

跡部達蔵内乱陰謀事件関係史料（明治十年）

解題

明治十年二月、西南の役が勃発した。九州以外の各地においても、不平士族の中には、西郷軍に呼応して兵を挙げんとした計画がいくつかみられたが、それらは全て未遂のままに終わった。例えば、高知県における陸奥宗光、林有造らの「立志社の獄」、愛媛県における武田豊城、鈴村譲らの事件、山口県における「町田党の蜂起」、青森県、岩手県における真田太古、小田為綱らの事件、秋田県における跡部達蔵らの事件などがそれである。本稿は、この中の跡部達蔵の事件に関する主として裁判関係史料を原本に則して、紹介せんとするものである。

この跡部事件を取扱った秋田県地方の文献で、もつとも早いのは、私の知る限りで、大正六年発行の次の「秋田県史」の記事で

手塚 豊

ある<sup>(5)</sup>。

十年四月十八日、本県士族跡部達蔵外十九名陽ニ名ヲ西南賊徒征討ノ軍ニ從フニ託シテ陰ニ賊兵ニ応ゼンコトヲ謀ル。既ニシテ自首スルノ故ヲ以テ、七月廿日、弘前裁判所ニ於テ、本犯ハ禁獄百七十日ノ刑ニ処セラレ、外十九名ハ放免セラレタリ。

その後、昭和三十九年に「鹿角の歴史」が出版されるまでの間に、この跡部事件に論及した秋田地方の郷土史文献は、私の知る限りみあたらない。「鹿角の歴史」には、前掲「秋田県史」の記事の全文がそのまま引用されたが、これは久しぶりに、跡部の事件が、郷土史文献に登場したものとみていい。同書は、昭和四十四年に「鹿角のあゆみ」として改訂版が出版されているが、それにも同様の記事がみえている。

次に、昭和四十四年に出版の「秋田県警察史」上巻には、一応こ

の事件が採りあげられ、警察官並びに民間人が検挙に協力して賞与をうけたことの記述があり、また秋田県から弘前裁判所への「掛合書」も引用されているが、同書の記述は出典の明記がないので、史書として、信憑性に疑問があるのは、寔に残念である。

さらに昭和五十一年に出版の奈良寿編「歴史の中の鹿角」には、「西南戦争と跡部達蔵の陰謀」という見出しで、

明治十年四月十八日、秋田県士族跡部達蔵外十九名、陽に名を西南賊徒征討の軍に従うことに託し、陰に賊兵に応ぜんことを謀る。既にして自首する故を以て七月二十日弘前裁判所に於て、本犯は禁錮一七〇日の刑に処せられ、外十九名は放免せられたり。

とある。出典は明記されていないが、前掲秋田県史に準拠したことは明らかであろう。

秋田県では戦後、名著といわれる山崎真一郎「秋田県政史」上下二巻（昭和三十年）をはじめ、膨大な新編「秋田県史」（昭和三十五年・四十二年）も編纂され、そのほか「秋田の明治百年」（昭和四十四年）、今村義孝「秋田県の歴史」（昭和四十四年）など、多くの郷土史関係の史書が出ているが、跡部事件に論及したものは、前述の著作以外には、前にも述べたごとく私の知る限りみあたらない。前掲秋田県史（旧版）の記事が余りにも僅少であり、多くの郷土史家により無視されるためであろう。そしてまた、その後、跡部事件に関する資料が、秋田県内で全く出現しなかつたことも、同事件が忘れられた大きな原因であろう。

跡部達蔵内乱陰謀事件関係史料（明治十年）

ところが、昭和五十三年、青森の東奥日報社から「新聞記事に見る青森県日記百年史」が出版され、その中に跡部らの判決文を掲載した明治十年七月二十八日・北斗新聞の記事が紹介された。それは跡部事件に関する新史料の発掘であつた。

同書の編者は、この跡部事件をほぼ同時期に発生し青森、岩手、秋田の三県にまたがった真田太古の事件の一部と考え、跡部事件を「真田事件被告に判決、西郷に呼応し決起計画」という見出しで掲載している。しかし、後掲の跡部事件関係の諸史料をみるに、この事件が真田事件の一部であるという形跡は全くみあたらない。同書の編者が、両事件を同一のものと考えた根拠は、明示されていないのでわからないが、時期が接近しているというだけで、そのような断定したとすれば、それは寔に早計であつた。

このような「青森県日記百年史」の誤りをそのまま承継したが、近刊の「田子町誌」である。同書は「真田事件についての本県関係判決は十一年三月まで遅れるが、事件内容の単純な秋田県秋田郡植山木丁の関係者については十年七月二十日に判決が言渡された」として、前掲北斗新聞の記事により、跡部以下十八名の判決文を掲載し、

東奥日報社発行「新聞記事に見る青森県日記百年史」は、真田太古事件に関連あるものとして採り上げている。これは五月十一日主謀者等の捕縛を知つて、手入前に自首したため、別件として速かに処断されたのである。

としている。しかし、この推測は残念ながら当たっていない。なぜ

ならば、真田事件関係者の逮捕は、明治十年五月十一日以降<sup>(15)</sup>であり、跡部らの自首は、それに先立ち四月五日以降のことであるから、<sup>(16)</sup>「主謀者の捕縛を知つて手入前に自首した」という事実は全くないからである。

以上に述べたごとく、跡部事件に関しては、これまで秋田地方において原史料の発掘もきわめてすくなく、したがつて、それに関する研究もほとんどなされていない状況であるといつていい。

ところが、国立公文書館所蔵の「公文録」あるいは「府県史料」などには、これまで一般にはほとんど知られていない跡部事件に関するかなりの分量の文書がふくまれている。本稿は、それらの紹介である。これらの原資料が基礎となり、さらに秋田地方でもあつたらしい資料が掘り起され、将来、跡部事件の研究が進展することを、私は切に祈念して止まない。

以下、各文書について、簡単な解説を附しておく。

### 一 秋田県士族跡部辰蔵陰謀自首書

内務省の前島密が、事件を政府へ報告した第一報である。秋田県権令石田英吉が、事件を電報で内務省へ知らせたのは、四月七日であり（次掲の石田の内務省宛「国事犯自首の儀三付上申書」参照）、それを受理した内務省では、直に政府へ報告したものであると思われる。電報は仮名書きのため、漢字になおす際、「達」を「辰」と間違つたのである。

### 二 秋田県士族跡部達蔵外十八名国事犯自首ノ儀上申

明治十年四月五日、六日の両日、跡部ら十九名は秋田県庁へ自首した。秋田県は、彼等の自首書を内務省へ送付、五月八日、内務省は、これを政府へ提出した。

彼等の自首の一件は、直に東京の新聞にも報道された。例えば四月十三日・朝野新聞には次のような記事がみられる。

四月九日午後九時五十分発電報 秋田県士族跡部達三從軍願<sup>(本名)</sup>ひを名とし同志十六七人を募り薩賊に応ぜんとして事就らず県庁の探索嚴重なるを知り自首せり委細は跡より郵便にて上申すと。

さらに、同月二十八日・同新聞には、跡部だけの自首歎願書の全文を掲載している。内務省が政府へ報告したのは、五月八日であるから、それよりも十日程早く、世間に自首歎願書が報道されたことになる。

その後、六月六日・同新聞には、次のような記事もみられる。

秋田県下よりの手紙に彼の兇徒巨魁跡部など申すものは実に取るに足らぬ人物にて殆んど今日の活計に差し支へし無祿無能の旧卒族の由去れば囚徒となりて一日三飯にありつくのは彼等の仕合ならん已に弘前裁判所へ送致になりたり且ツ世上に流布せし彼等が自首歎願書などといふは事実全く相違の越云々。

現地の秋田における世評の一端は、これにより知り得る。しかし、前述の四月二十八日・朝野新聞所載の自首歎願書は、ほぼ實際

のものに間違いなく、また跡部は、後述のごとく「無禄」の者ではないから、この世評は事実を歪曲したものといえよう。

なお、この「秋田県士族跡部達蔵外十八名国事犯自首ノ儀上申」という文書の中には、跡部達蔵の口供書もふくまれているが（警察の取調に対するもの）、これは後掲の裁判所における口供書とほとんど同文であるから収録を省略した。

### 三 秋田県士族跡部達蔵以下犯罪処断ノ儀伺

秋田県権令石田英吉は、事件を内務省へ報告すると同時に、四月十日、司法省にも報告してその指揮を求めた。四月二十一日、司法省は、秋田県に対して事件を弘前裁判所へ送致する様に指示し、また弘前裁判所にもその旨を伝えた。

これより先き明治九年九月、それまでであった府県裁判所の廃止に伴い、秋田県裁判所は廃止され、秋田県はあらたに設置された青森裁判所の管内に入り、翌十月二十五日に秋田支庁が置かれた。<sup>17)</sup>そして翌十年三月、青森裁判所は弘前へ移り、弘前裁判所と称した。<sup>18)</sup>秋田の支庁は、四月九日に弘前裁判所秋田支庁となった。<sup>19)</sup>司法省が管轄裁判所として秋田支庁ではなく弘前裁判所を指定したのは、事件の重要性を考えたためと思われる。

五月五日、秋田県から事件を送致された弘前裁判所は、審理を開始し、各自の口供書を探り、五月二十三日、同裁判所長七等判事牧山矩から大木司法卿へ報告した。

翌六月二十日、大木司法卿は被告全員の擬律案（跡部は禁獄二〇日、土岐以下十八名は禁獄三〇日、佐藤清初は禁獄一〇日）を作成して岩倉大臣へ上申した。

この上申をうけて政府は、六月二十一日の回議で、西南の役の關係者を審理していた九州臨時裁判所へ回す必要のないことを確認して、六月二十八日、司法省の上申をそのまま認める旨の指令を発した。司法省は、弘前裁判所へその旨を指示した筈であるが、それに關する文書は残っていない。

跡部らの口供書によつて、事件の内容はかなり詳しく判明する。主謀者跡部達蔵は、跡部重太郎（伯久保田藩士、七十一石）<sup>20)</sup>の息、明治四年の初岡敬治の事件にも關係したと、口供書では述べている。明治政府に対しては、つよい反感をもつていた人と思われる。墓碑は旧南秋田郡川尻村（現在秋田市川元松丘町）の松慶寺（現在は廃寺）墓地にあり、碑文によると、明治二十二年六月十一日に逝去した由。<sup>22)</sup>

なお、この「秋田県士族跡部達蔵以下犯罪処断ノ儀伺」という文書の中には、秋田県の警察における仮口供書（跡部以下十九名）もあるが、弘前裁判所における口供書と、その内容が主要なる点ではほとんど同様であるため、収録を省略した。

また、この文書の中には、跡部以下の自首歎願書もふくまれているが、それらは前掲二の「秋田県士族跡部達蔵外十八名国事犯自首ノ儀上申」の中にすでにふくまれているので、ここでは収録を省略した。但し、自首が遅れた佐藤清初の歎願書だけは、ここに収録し

た。

さらに、跡部と大島久剛が発起して事を始めた「従軍願」（同志を集めるための手段として利用したもの）は、秋田県から弘前裁判所へ送られたものであるが、一つの証拠物件という意味であろう。

#### 四 秋田県より弘前裁判所への「掛合」書

前にも述べたごとく「秋田県警察史」上巻に、この文書が引用されているが、出典が明らかにされていない。また同書には、この文書の日附が「明治十年四月十八日」となっているが、そんな筈はない。司法省が秋田県に対して事件を弘前裁判所へ送致するように指示したのは、四月二十一日であるから（本稿四七頁参照、それより以前に、秋田県が弘前裁判所へ、このような「掛合」書を提出するのはありえないからである。「秋田県警察史」の記事の杜撰さは、寔に遺憾である。

#### 五 逮捕協力者に対する秋田県からの賞与

この事件は、跡部らの自首以前に、秋田県警察は、関係者の動きを探知していた。それは、民間人の浅原丈助並びに菅生正男両名の警察への協力の結果であつた。そのことは、兩人に対するこの「賞状」から判明する。この両名は跡部らが発起した「従軍願」の加盟者である（本稿五四頁五九頁参照）から、発起人跡部らの動きに不審を抱き、探索したものと思われる。とくに浅原は、この事件とは別に、通貨偽造犯人の逮捕にも協力、十年六月二十五日に、金七十五銭の

賞金を受けている。<sup>(25)</sup> そうした探索に格別の興味をもっていた人であろう。彼が跡部事件の後、県の三等巡査を拜命したのは、そうしたことが動機であつたのかも知れない。

また、これら「賞状」によると、巡査塩浜金弥も跡部事件に功績があつたようであるが、彼に対する賞与は不明である。前掲の「秋田県警察史」によると、「三等巡査浅原丈助、巡査塩浜金弥らが内偵云々」<sup>(26)</sup>、そしてまた「浅原、塩浜両巡査と、秋田郡榑山中町士族菅生正男は、金七円の検挙賞を受けた」<sup>(27)</sup>とある。この記事の出典も明らかでない。前述のごとく、塩浜巡査に対する賞与の件は、「秋田県史稿」にはみえない。また浅原は「三等巡査」として「内偵」したわけではない。この点も「秋田県警察史」の記事は、寔に不正確である。

- (1) 「高知県警察史」（明治大正篇）・昭和五十年・三二九頁以下参照。
- (2) 「愛媛県警察史」第一巻・昭和四十八年・二八一頁以下参照。
- (3) 「山口県警察史」上巻・昭和五十三年・二五九頁以下参照。
- (4) 「青森県警察史」上巻・昭和四十八年・九〇八頁以下、一概説八戸の歴史」下巻第一・昭和三十七年・七三頁以下、「田子町誌」下巻・昭和五十八年・四八四頁以下等参照。
- (5) 「秋田県史・県治部」第五冊・大正六年・四五四頁―四五五頁。この記事は出典が書かれていないので、何を根拠にしたものかわからない。
- (6) 鹿角社会科編集委員会編「鹿角の歴史」・昭和三十九年・五五頁。
- (7) 「鹿角のあゆみ」・昭和四十四年・一二〇頁。
- (8)(9) 「秋田県警察史」上巻・昭和四十四年・五七〇頁。同書は、貴重な県費と数カ年の歳月を費して編さんされた警察史であるにも拘らず、

記述の典拠をほとんど明示せず、学問的な史書としては通用しない単なる「謄物」の形式を採っているのはなぜか。私は全く理解に苦しむ。とくに同書の内容は比較的整備されているだけに、とくにその点が惜しまれる。

- (10) 奈良寿「歴史の中の鹿角」・昭和五十一年・二八七頁以下。  
(11)(12) 「新聞記事に見る青森県日記百年史」・昭和五十三年・六九頁―七〇頁。

- (13) 前掲田子町誌・下巻・五四二頁以下。

- (14) 前掲書・五四四頁。

- (15) 大島英介「小田為綱略年譜」・修紅短大紀要第六号・昭和五十六年・八六頁。

- (16) 跡部の「自首歎願書」の日付は、四月五日である(本稿頁参照)。

- (17) 「司法沿革誌」・昭和十三年・三五頁、三七頁。

- (18) 前掲書・四二頁。

- (19) 「秋田県史」第五卷・昭和三十九年・二〇〇頁。

- (20) 「藩士分限禄取扶持方各郷土給禄名調」・「秋田沿革史大成」下巻附録・明治三十一年・七一―七二頁。

- (21) これは外山光輔、愛宕通旭らの内乱陰謀事件で、これについては多くの文献があるが、例えば前掲秋田沿革史大成・下巻・二一一頁以下、山崎真一郎「秋田県政史」上巻・昭和三十一年・一八八頁以下、今村義孝「秋田県の歴史」・昭和四十四年・一五六頁など参照。

- (22) 県立秋田図書館参考奉仕係からの御教示による。その学恩を謝す。

- (23)(24) 註8と9に同じ。

- (25) 「府県史料」・秋田県史料十一・明治十年秋田県史稿・政治部刑賞。

- (26)(27) 註8と9に同じ。

跡部達蔵内乱陰謀事件関係史料(明治十年)

一 秋田県士族跡部辰蔵陰謀自首届(明治十年四月「公文録」内務省之部三)

秋警ノ二百十六

秋田県士族跡部辰蔵従軍ヲ名トシ云々別紙之通電報ヲ以該県届出候依テ写相添此段御届仕候也

明治十年四月十一日  
内務卿大久保利通代理  
右大臣 岩倉具視殿  
内務少輔 前島 密 啓

(別紙……手塚註)

当県士族跡部辰蔵従軍願ヲ名トシ同志拾六七人ヲ募リ薩賊ニ応セントシテ事成ラス県庁ノ探索敲重ナルヲ知り自首セリ委細ハ跡ヨリ郵便ニテ上申ス右之趣司法卿ヘモ御通知下サレタシ

二 秋田県士族跡部達蔵外十八名国事犯自首ノ儀上申(明治十年

五月「公文録」内務省之部四)

秋警ノ二百二十八

秋田県士族跡部達蔵外十八名国事犯自首ノ儀上申

秋田県士族跡部達蔵已下之者共国事犯自首之趣別紙之通届出候条書

四三 (一七八五)

跡部達藏内乱陰謀事件關係史料(明治十年)

類相副此段上申候也

明治十年五月八日

内務卿大久保利通代理

内務少輔 前島 密

右大臣 岩倉具視殿

国事犯自首之儀ニ付上申書

去七日一応電報ヲ以申上置候当県士族跡部達藏外十八名国事犯自首之次第左之通

鹿兒島県賊徒征討被仰出候処当県士族大島久剛跡部達藏主トシテ士族百三名逆徒征討従軍之義三月十九日願出候ニ付直日陸軍省ニ上申致シ置候然ル処右跡部達藏外数名時々各所エ密会大島久剛ハ不致シ其挙動不審之廉モ有之候ニ付専ラ及探偵候処名ヲ従軍ニ托シ兵器ヲ得ル上ハ變動可及哉ノ様子ニテ既ニ連名血判ニモ及候趣ニ相聞候間警察官吏ヲ以拘引セント欲スルノ際逃ルベカラサルヲ悟リ魁主跡部達藏自首引続外十八名追々自首致候ニ付一応取札候処別紙口供之通ニ有之候尚連累モ可有之ヤト再三及料問候得共右十九名之外ハ一切覚類ハ無之旨申立實際相違無之被存候

右之通ニ有之候尤此他管内異状モ無之候依之別紙相副此段及上申候以上

明治十年四月十日

四四 (一七八六)

秋田県権令 石田 英吉

内務卿大久保利通代理

内務少輔 前島 密 殿

追テ本文ノ趣ハ司法省並宮城上等裁判所ニハ成規ニヨリテ及御届候間此段モ為念及副申候以上

自首歎願書

私儀

兼テ同志ヲ募リ官軍ニ従事シ御征討之役ニ充ン事ヲ政府エ懇願シ然ルニ此度暗ニ数人ヲ集メ密談致候第一政府ヲ欺キ奉リ殊ニ多人数ヲシテ方向ヲ誤ラシメント致候段重畳恐入乍併元来薩ヲ助ル意ナシト雖モ一時名ヲ薩ニ仮リ集会致候段甚タ恐入申候依テ自首仕候間何卒御憐惠ヲ以テ御手輕之御取扱被成下度此段奉懇願候已上  
明治十年四月五日 秋田県士族

秋田県権令 石田 英吉 殿

跡部 達藏

自首歎願書

私儀

兼而同志ヲ募リ跡部達藏ト同氣ヲ結政府之御趣意ヲマカシ候段重畳恐入依之相応ノ御所分奉蒙度奉存候間此段自首奉歎願候以上



明治十年四月五日

秋田県士族

比森左右造

秋田県権令 石田 英吉殿

自首之義ニ付願

私儀

兼テ同志ヲ募リ義兵志願仕候末跡部達蔵始外七名ヲ以字中川原ト申  
処ニテ先般相募リ義兵ノ義ハ全ク政府ノ御為ト一時称名致候得共薩  
ヲ助ケヘク之一件相談致候ニ相違無之段重畳恐入依之右有形自首仕  
候間相応ノ御所分奉蒙度此段奉願候以上

明治十年四月五日

秋田県士族

戸島 勘七

秋田県権令 石田 英吉殿

自首願

私儀

兼テ官軍ニ従事仕度儀政府ニ歎願仕候処此度跡部達蔵工同氣仕候儀  
恐入奉存候間依テ少分御取扱被成下度奉願上候以上

明治十年四月五日

秋田県士族

藤田 小六

秋田県警察所 御中

自首歎願

跡部達蔵内乱陰謀事件關係史料(明治十年)

兼テ官軍従事仕度儀政府ニ歎願仕候処此度跡部達蔵ト同氣仕候義恐  
入奉存候間依テ少分御取扱被成下度奉願候以上

明治十年四月五日

秋田県士族

秋田県権令 石田 英吉殿

自首歎願

私儀

兼テ官軍へ従事仕度儀政府ニ歎願仕候処此度跡部達蔵工同氣仕候儀  
恐入奉存候間依テ少分御取扱被成下度奉願上候已上

明治十年四月六日

秋田県士族

小泉 清助

秋田県権令 石田 英吉殿

自首歎願書

私共

兼テ同志ヲ募リ官軍ニ従事シ御征討ノ役ニ充ン事ヲ政府ニ懇願シ然  
ルニ此度跡部達蔵ニ同氣ヲ結ヒ政府之御旨意ヲ犯候段重畳恐入候依  
テ今般自首仕候間何卒御憐愍之御取扱被成降度此段奉懇願候以上

明治十年四月五日

秋田県平民

嵯峨喜惣治

四五 (一七八七)

同士族

安藤 忠吉

同

福川 鐵三郎

同

佐藤 忠太

同

中島 八五郎

同

東海林 兵之助

同

佐藤 大助

同

服部 春政

同

福川 軍平

同

安藤 準之助

同

手島 小太郎

同

平民 土岐 良助

秋田県士族

秋田県権令 石田 英吉 殿

四六 (二七八)

佐々本政五郎

三 秋田県士族跡部達蔵以下犯罪処断ノ儀伺（明治十年六月「公文

録」司法省之部）

国事犯自首者所分方窺

鹿兒島県賊徒征討被仰出候所当県士族大島久剛跡部達蔵主トシ士族百三名逆徒征討従軍之儀願出候ニ付直々陸軍省ニ上申致置候然ル処右跡部達蔵外四名時々各所ニ密会大島久剛ハ不関致シ其挙動不審ノ廉モ有之候ニ付専ラ及探偵候所名ヲ従軍ニ托シ兵器ヲ得ル上ハ變動可及哉ノ様子ニテ既ニ連名血判ニモ及候趣相聞候間警察官吏ヲ以テ拘引セント欲スルノ際逃ルヘカラサルヲ悟リ魁主跡部達蔵自首引続外十八名追々自首致候ニ付一応取糾候所別紙口供之通ニ有之候尚連累モ可有之哉ト再三及糺問候得共右十九名ノ外一切党類者無之旨申立実際相違無之被存候右本人共ハ如何取斗可申哉相伺候至急御指揮被下度候尤右ノ趣ハ宮城上等裁判所檢事ニ及通知置候以上

明治十年四月十日

秋田県権令石田英吉

司法卿大木喬任殿

追テ本文之趣去七日一応電報ヲ以テ内務省ニ及御届同所ヨリ御省ニ通知相成候様致上申置候間略御承知之義ト存候此段及副申候以上

何之趣弘前裁判所江別紙ノ通相達候条同所ニ可差廻事

明治十年四月廿一日

司法卿  
大木喬  
任之印

第千二百一十一号

弘前裁判所

秋田県士族跡部達藏外十八名犯罪ノ儀ニ付別紙ノ通り同県ヨリ伺出  
朱書ノ通り及指令候条同序ヨリ差廻候ハ、速ニ審問ノ上処分方可  
出此旨相達候事

明治十年四月廿一日 司法卿

第千百十九号

秋田県士族跡部達藏以下犯罪処断ノ儀伺

秋田県士族跡部達藏儀鹿兒島県賊徒ニ応セント欲シ偽テ從軍願ヲ為  
シ同志ヲ嘯聚シ外拾数名ノ者ニ附随スルニヨリ弘前裁判所ニ於テ  
審問致サセ候処別紙口供写ノ通ニ有之候抑国事犯罪ニ於テハ定律無  
之候処不違ノ徒暴挙ヲ謀リ已ニ官庁ニ詐言シ結約拾数人ニ及フ其国  
憲ヲ蔑視シ反乱ヲ助成セントスル情状突ニ悪ム可シ事ノ漏泄スルヲ  
恐レテ自首シ未タ公害ヲ為スニ至ラスト雖モ即今西南ノ変乱ニ際シ  
人心ノ動靜ニモ關係致シ候ニ付彼此斟酌首従ヲ区分シ別紙擬律ノ通  
処断致シ可然哉此段相伺候也

跡部達藏内乱陰謀事件關係史料（明治十年）

明治十年六月二十日

右大臣岩倉具視殿

伺ノ通

明治十年六月廿八日

鹿兒島県賊徒ニ応セント欲シ偽テ從軍願ヲ為シ同志ヲ嘯聚シテ誓約  
ヲナス者事ノ漏泄ヲ恐レ自首スルニヨリ

禁獄二百日

跡部 達 藏

鹿兒島県賊徒征討ノ為メ從軍願ヲ為スノ後跡部達藏ノ發言ニ同シ賊  
徒ニ応セント誓約ヲナス者事ノ漏泄ヲ恐レ自首スルニヨリ

土 岐 良 助

禁獄三十日宛

比 森 左右造

以下 拾三人

同上願ヲ為スノ後跡部達藏ノ發言ニ同シ賊徒ニ応セント謀ル者事ノ  
漏泄ヲ恐レ自首スルニヨリ

禁獄三十日

戸 島 勘 七

同上願ヲ為スノ後賊徒ニ応セント妄言スル者自首スルニヨリ

四七 (一七八九)

禁獄十日

佐藤清初

去四月廿一日御達有之候秋田県士族跡部達蔵外拾八名本月五日同県ヨリ送致候ニ付遂審問候処別紙口供之通候因テ何分ノ御沙汰有之候様相伺候也

在青森

弘前裁判所長

明治十年五月廿三日

七等判事牧山 矩印

大木司法卿殿

追申佐藤清初秋田県ヨリ跡部達蔵外拾八名同様自首之赴ヲ以送致候付是又口供ヲ取り上申仕候也

弘前裁判所調

掛

七等判事 牧山 矩印  
司法省十一等出仕 久保村 活三 印

自首明治十年四月五日

秋田県第一大区三小区羽後国秋田郡

党類十八人

榎山本町下町五百五拾壹番地士族

曹洞宗 跡部 達蔵

二十六年八月

一 自分儀明治二年ノ頃月日不覚旧秋田藩士族亡初岡敬治隠謀ニ関係シ国元脱走越後国新潟ニ立越同所ニ於テ暴発可致積ノ処旧秋田

藩追捕之者ニ拘引セラレ帰国ノ上亡父跡部重太郎エ預ケ置レ明治四年九月中差免サレ候ニ付明治五年中出国致シ東京又ハ神戸其他遊歴シ明治八年中帰国致シ居候処方今ノ御政事上私意ニ不叶抑嘉永六年以來海外各国ト貿易始リ開化ノ説類リニ行ハレ人心浮薄ニ流レシハ頓ニ節義ヲ失ヒ惟利ノミニ趨リ一ツモ国家ノ為ニ力ヲ尽スヲ見ス現ニ朝廷大臣方ヲ初メ凡百官吏皆俸禄ヲ受ケ其身ニ俸スル厚キヨリ致ス所以ト存シ真ニ朝廷ノ為ニ竭サハ月給ハ無之トモ奉職可相成管然ルニ今日ノ景況名状スヘカラサルモノアル哉ニ想像シ如斯日々義氣ヲ失ヒ候テハ皇國ノ安危ニ係ル一大事ト存シ日夜苦心罷在候折柄此度西郷桐野篠原ノ徒西隅ニ起リ天下ヲ掌握スル拳アルヲ聞キ是レ真ニ天幸ナリ速ニ從軍願ヲ出シ同志ヲ募リ県庁ニ請願セハ一ツハ官吏及ヒ人民ノ信仰ヲ得ニハ兵器ヲ得シコト必セリ此際事ヲ東京又ハ戦地ニ拳ケ西郷等ニ応援可致ト決意致シ候事

一 明治十年三月十九日秋田郡保戸野愛宕町士族大島久剛ト連署シ同志百三名ヲ募リ今般鹿兒島県遊徒御征討被仰出候ニ付テハ臣等聊方数十名ノ同志ヲ固結シ右御征討ノ戎事ニ補セラレ千死万斃シテ震襟ヲ安緩シ奉ツルノ一端ニ相成度志願ニ付御採用相成候様奉悃願候ト相認メ秋田県庁へ出願候処明治十年三月廿二日願之趣其筋へ上申ノ上何分ノ指揮ニ可及ト指令有之ニ付最寄同志ノ者へ披闞為致一同へハ固ヨリ素志ヲ吐露不致候得共我ニ竭スニ死ヲ以テスル者ナクンハ事成ラサル義ニ付同志ノ内充分御シ易キ輩ト認メタル土岐良助佐藤大助佐々木政五郎東海林兵之助ヲ集メ其去就ヲ

試ミンカ為メ偽テ從軍願ヨリ除名致度旨申聞ケ尚嵯峨喜惣治安東忠吉福川鉄三郎佐藤忠太中島八五郎服部春政福川軍平安藤準之助手島小太郎藤田小六阪本金六小泉清助比森左右造等十三人ヘモ通知致呉ヘク旨相頼置キ其後明治十年三月廿三日川尻総社ヘ右之者共集會ヲ為致前書土岐良助外三名ヲ以テ除名ノ義一同ヘ為申述候処篤ト本人ノ真実ヲ聞キ除名セント返答有之趣良助外三人ヨリ承知致候事

一 右同日市街於テ一酌致シ帰途佐々木政五郎方ニテ從軍同志ノ内戸島勘七面会候処暴論ヲ吐キ何トナク不滿ノ色相見ヘ候ニ付因テ同意ナサセント存シ又々会合ノ事ヲ謀リ明治十年三月廿五日川辺郡百三段新屋村桑畑ヘ佐藤大助外十六人集メ今般薩ノ土族暴動ヲナシタルハ必ス西郷ニシテ國家ノ功臣ナレハ朝廷ノ御為メヨリ逆賊ノ名ヲ蒙ル事ト想像セリ左スレハ各位ニ於テモ朝廷ノ御為メニナス事ナレハ薩ニ応スルモ同様ノ事ニ付心底如何ナルヤト一同ノ決心ヲ試タルニ熟レモ何タル挨拶無之翌三月廿六日ト覺ヘ同所ヘ集會シ又々前説ヲ主張シタルニ如何ナリトモ朝廷ノ御為メナレハ死ヲ以テ從事セント応答ノ輩モ有之ニ付然ラハ朝廷ノ御為メニ死ヲ以テスル事ナレハ銘々契約ヲ為スヘシト自ら誓書ヲ作り其文ニ曰今般同志ヲ募リ王師ニ從事シ尽力スル事神明ニ盟テ連判スト認メ佐藤大助外十六名血判致サセ候得共其心底疑敷ヨリ一層勢ヲ張り左スレハ今ヨリ市中ヲ暴動シ県庁ニ押懸ケント申威シタル処何レモ面色ヲ失ヒ最前ノ応答大キニ齟齬アルニ付此分ニテハ迫モ素志ヲ遂ルノ助ニハ不相成輩ト見極メ其儘立別レ寧口契約ヲ取消安

跡部達藏内乱陰謀事件關係史料（明治十年）

堵セシメント存シ其後佐藤大助宅ヘ一同呼集メ誓書ヲ火中ヘ投シ此上ハ朝廷ノ御為メニ尽力スヘキ旨ヲ申論シ立別レ其後四五日過キ從軍同志ノ内浅原丈助ヨリ戸島勘七等近日県庁及ヒ市中ヘ暴動スル杯ト申触候趣承リ候折柄戸島勘七自宅ニ相越相咄スニハ親戚ノ者ヨリ忠告ニテ賊ノ趣申サレ此上如何スヘキ哉ト相談有之儀テハ勘七口筈ヨリ相洩候事ト察居候内浅原丈助モ相越連判帳取拵ヘ暴動ヲ起サン杯ト申唱タルハ甚以テ政府ヘ相濟サル旨詰問ヲ受ケ殆ント申開無之剩ヘ同志百余名ニテ從軍ヲ願却テ政府ヲ欺キタル段深ク奉恐入候次第ニ付自尽可致旨自決ノ上打明シ候所其次第速ニ自首可致旨被申聞候ニ付明治十年四月五日先非悔悟仕リ秋田県庁ヘ有体自首致候事

右之通相違不申上候以上

明治十年五月廿一日

跡部 達 藏 押印

弘前裁判所調

掛

七 等 判 事 牧 山 矩 印  
司法省 十一等出仕 久保村 活 三 印

自首明治十年四月五日  
覺類十八人

秋田県第一大区三小区羽後国秋田郡  
植山末無町番外二十三番地土族土岐  
文藏隱居平民

真宗 土岐 良助

三十六年六月

同郡植山医王院前町九百五十番地

四九 (二七九一)

同 土族

同 浄土宗 佐藤大助

二十六年四月

同 同県第一大区四小区羽後国川辺郡百  
三段新屋町番外四番地土族谷藏二男

同 浄土宗 佐々木 政五郎

同 同 二十九年三月

同 同県第一大区三小区羽後国秋田郡植

山箆町千拾九番地土族

同 同 東海林 兵之助

二十四年五月

一 自分共儀先般鹿兒島県土族暴動致シ征討被仰出候ニ付何レモ国

家ノ為メニ尽力致度心底ニ有之折柄秋田郡保戸野愛宕町土族大島  
久剛植山本町下町土族跡部達藏主立鹿兒島県逆徒征討ニ従軍可願  
立趣承リ久剛達藏等ト謀リ同志百三名従軍致度段右兩人惣代ヲ以  
テ明治十年三月十九日秋田県庁へ書面ヲ以テ出願候処明治十年三  
月廿二日願之趣其筋へ上申ノ上何分ノ指揮ニ可及旨指令有之最寄  
同志ノ者打寄り披見致候処達藏義自分共へ対シ従軍願ヨリ除名致  
旨被相咄尚其趣ヲ嵯峨喜惣治安東忠吉福川鉄三郎佐藤忠太中島八  
五郎服部春政福川軍平安藤準之助手島小太郎藤田小六阪本金六小  
泉清助比森左右造等へモ通知可致吳旨被申ニ付明治十年三月廿三  
日川尻総社へ集会ノ節前段達藏除名ノ義其席ニ於テ一同へ申聞ケ  
候処本人ノ真実ヲ聞キ其上除名セントノ答ニ付離散ノ後子達藏へ

其趣キ申通置キ候尚明治十年三月廿五日川辺郡百三段新屋村桑畑  
ニ集合ノ節跡部達藏口発ニハ薩ノ土族暴動ハ西郷ニシテ国家ノ功  
臣ナレハ必ス朝廷ノ御為ヨリ逆賊ノ名ヲ蒙ル事ト想像セリ左スレ  
ハ朝廷ノ御為ニナス事ナレハ薩ニ応スルモ王師ニ応スモ同様ノ義  
ニ付心底如何ト質問有之所誰アツテ決答致者無之一同離散致シ翌  
三月廿六日集会ノ節達藏儀前説ヲ主張候ニ付別段ノ思慮モナク朝  
廷ノ御為ナレハ死ヲ以テスヘキ旨一同応答ニ及候処然レハ銘々契  
約ヲ為スヘシト誓書ヲ差出シ其文ニ曰今般同志ヲ募リ王師ニ従軍  
シ尽力スル事神明ニ盟テ連判スト認メ有之一同血判イタシ同意ヲ  
表候処然ル上ハ速ニ市中ヲ暴動シ県庁江押カケント達藏申聞ニ有  
之従軍願ヲ出シ如斯ハ不都合ト存候得共一時其意応シタル挨拶ヲ  
ナシ其儘相別レ翌三月廿七日ト覚ヘ佐藤大助宅へ一同集会候処達  
藏申聞ニ兼テノ誓書ハ火中へ投シ候間以後朝廷ノ御為ニ尽力可致  
ト申聞ニ相成候然ルニ右契約血判致シ候義風聞相立夫々御探索モ  
有之趣ニ承知イタシ聊暴動ノ所存ハ毛頭無之候得共達藏ノ発言ニ  
同意致シ候段不相濟義ト深く悔悟仕明治十年四月五日秋田県庁へ  
有体自首致シ候事

明治十年五月廿一日

右之通相違不申上候以上

土 岐 良 助 捺印

佐 藤 大 助 同

佐 々 木 政 五 郎 同

東 海 林 兵 之 助 同

弘前裁判所調

掛 七 等 判 事 牧 山 矩 印  
司法省十一等出仕 久保田 活 三 印

自首明治十年四月五日

党類拾八人

秋田県第一大区三小区羽後国秋田郡

川口下裏町千六百九拾三番地土族

臨濟宗 比 森 左右造

二十九年一月

同郡榑山医王院前町九百六拾壹番地

士族小左門長男

浄土宗 藤 田 小 六

二十四年

同郡榑山登町千四百拾五番地平民

曹洞宗 嵯 峨 喜惣治

二十三年八月

同郡榑山末無町番外二拾四番地

士族

浄土宗 安 東 忠 吉

十九年六月

同郡榑山筑町千二拾二番地土族

金左門長男

真 宗 福 川 鉄三郎

二十三年四月

同郡榑山九郎兵衛町千八百八拾番地

士族

榮之助長男

禪 宗 佐 藤 忠 太

二十年七月

同郡榑山末無町九百九拾六番地土族

浄土宗 中 島 八五郎

二十四年二月

同郡榑山鉗刺町千三百三拾四番地土族

真 宗 服 部 春 政

二十六年七月

同郡榑山筑町千四拾壹番地土族

同 宗 福 川 軍 平

二十八年一月

同郡同町千三拾七番地土族

浄土宗 安 藤 準之助

二十四年十一月

同郡榑山三枚橋千百番地土族

日蓮宗 手 島 小太郎

二十四年五月

同郡榑山登町千四百十四番地土族

禪 宗 小 泉 清 助

二十一年六月

同郡同町千六百七拾三番地土族

跡部達蔵内乱陰謀事件關係史料（明治十年）

五一（一七九三）

同 銀助長男

同 浄土宗 板本 金七

二十二年六月

一 自分共儀先般鹿兒島県士族暴動致シ征討被仰出候ニ付何レモ國家ノ為メニ尽力致度心底ニ有之折柄秋田郡保戸野愛宕町士族大島久剛榎山本町下町士族跡部達藏主立鹿兒島県逆徒征討ニ從軍可願立趣承リ久剛達藏等ト謀リ同志百三名從軍致度段右兩人惣代ヲ以テ明治十年三月十九日秋田県庁へ出願候処明治十年三月廿二日願之趣其筋へ上申ノ上何分ノ指揮ニ可及旨指令有之最寄同志之者打

比森 左右造 摺印  
藤田 小六 同

寄披閱イタシ翌三月廿三日川尻総社へ集會ノ節跡部達藏儀從軍願ヨリ除名致度旨佐藤大助外三人ヲ以テ相談有之如何トモ了解難致篤ト真実承リ除名セント答置キ離散致シ尚明治十年三月廿五日川

安東 忠吉 同  
福川 鉄太郎 同

刃郡百三段新屋村桑畑ニ集會ノ節跡部達藏口発ニ薩ノ士族暴動ヲナシタルハ西郷ニシテ國家ノ功臣ナレハ必ス朝廷ノ御為メヨリ逆徒ノ名ヲ蒙ル事ト想像セリ左スレハ朝廷ノ御為ニナス事ナレハ薩

中島 八五郎 同  
服部 春政 同

ニ応スルモ王師ニ尽スモ同様ノ義ニ付心底如何ト質問有之処誰アツテ決答致者無之一同離散イタシ翌三月廿六日集會ノ節達藏前説

福川 軍平 同  
安藤 準之助 同

ヲ主張候ニ付別段ノ思慮モナク朝廷ノ御為ナレハ死ヲ以テ尽スヘキ旨一同応答及候処然レハ銘々契約ヲ為スヘシト誓書差出シ其文

小泉 清助 同  
坂本 金七 同

ニ曰今般同志ヲ募リ王師ニ從軍シ尽力スル事神明ニ盟テ連判スト認メ有之一同血判致シ同意ヲ表候処然ル上ハ速ニ市中ヲ暴動シ県

庁へ押カケント達藏申聞ニ有之從軍願ヲ出シ如斯ハ不都合ト存候得共一時其意ニ応シタル挨拶ヲナシ其儘相別レ翌三月廿七日ト覚

弘前裁判所調

掛

七 等 判 事 牧 山 矩 印  
司 法 省 十 一 等 出 仕 久 保 村 活 三 印

自首明治十年四月五日

秋田県第一大区二小区羽後国秋田郡



本町六丁目千二百七拾番地士族

浄土宗 戸 島 勘 七

三十八年三月

一 自分儀先般鹿兒島士族暴動致シ征討被仰出候ニ付国家ノ為メ尽力致度心底ニ有之折柄秋田郡保戸野愛宕町士族大島久剛榑山本町下町士族跡部達藏主立鹿兒島逆徒征討ニ從軍可願立趣承リ久剛達藏等ト謀リ同志百三名從軍致度段右兩人惣代ヲ以テ明治十年三月十九日秋田県庁ニ出願候処明治十年三月廿二日願之趣其筋へ上申ノ上何分ノ指揮ニ可及旨指令有之折柄佐々木政五郎宅ニテ跡部達藏ト對酌ノ節薩ニ応セン抔ト暴言致タシ明治十年三月廿五日川辺郡百三段新屋村桑畑ニ集會候處達藏口發ニ薩ノ士族暴動ヲナシタルハ西郷ニシテ必ス国家ノ功臣ナレハ朝廷ノ御為メヨリ逆賊ノ名ヲ蒙ル事ト想像セリ左スレハ薩ニ応スルモ王師ニ尽スモ同様ノ義ニ付心底如何ト質問有之予テ從軍願ヲ致シ置キ不都合トハ存候得共同人ノ議論ニ応シ同意ヲ表シ候其場ニ居合タル者ハ別ニ決答致候者モ無之一同離散イタシ明治十年三月廿七日ト覺へ佐藤大助方へ相越タルニ達藏其外ノ者集合ニ付事柄承リ候処疑ト返答モ無之候得共必定前段ノ評義ト想像致シ候其後酒興ニ任セ薩賊ニ応スル抔ト申触レ候義親戚ノ者ヨリ忠告ヲ受ケ悔悟仕且ツ風聞相立候ニ付右始末達藏へ相嘶シ候上明治十年四月五日秋田県庁へ有体自首致候事

右之通相違不申上候以上

明治十年五月廿一日 戸 島 勘 七 押印

跡部達藏内亂陰謀事件關係史料(明治十年)

弘前裁判所調 七 等 判 事 牧 山 矩 印

掛 司法省十一等出仕 久保村 活 三 印

自首明治十年四月六日

秋田県第一大区三小区羽後国秋田郡榑山末無町九百八拾七番地高橋團藏

同居

士族

禪 宗 佐 藤 清 初

二十七年三月

一 自分儀先般鹿兒島士族暴動致シ征討被仰出候ニ付テハ王師ニ加リ国家ノ為メ尽力致度心底ニ有之折柄秋田郡保戸野愛宕町士族大島久剛榑山本町下町士族跡部達藏主立鹿兒島逆徒征討ニ從軍願差出候趣承リ久剛達藏等ト謀リ同志百三名從軍致度旨右兩人惣代ヲ以テ明治十年三月十九日秋田県庁へ出願候処明治十年三月廿二日願之趣其筋へ上申ノ上何分ノ指揮ニ可及旨指令相成候処明治十年三月三十一日榑山策町士族福川軍平ト酒宴ノ御醉興ニ乘シ鹿兒島暴動士族へ同意ノ上応援可致抔ト容易ナラサル義ヲ乱リニ申触候段今更先非悔悟致明治十年四月六日秋田県庁へ有体自首致候事

右之通相違不申上候以上

明治十年五月 佐 藤 清 初 押印

五三 (一七九五)

跡部達蔵内乱陰謀事件關係史料（明治十年）

同廿七日來[牟田口]

明治十年六月二十一日

大臣 [岩倉] 本局 [土方] [井手]

參議 [大木] [黒田] [眞男]

別紙司法省伺秋田県士族跡部達蔵以下犯罪処断ノ儀該犯ハ鹿兒島県  
賊徒ニ応セント欲シ同志ヲ囂集候ヘトモ終始賊徒ニ牒シ合候儀等無  
之別種ノモノニ付九州臨時裁判所ヘ付セラル、ニ不及儀ト存候依テ  
左ノ通御指令可相成哉仰 高裁候也

[本局] 御指令案

伺ノ通

明治十年六月廿八日 [井手]

〔手塚註〕 印鑑の土方は大書記官土方久元、日下部は大書記官日下部東  
作、黒田は參議黒田清隆、牟田口は少書記官牟田口元学、眞男は少書記  
官谷森眞男、井手は七等属井手魯卿、全て太政官の職員である（明治十  
年七月「官員録」一枚裏、二枚表による）。

自 首 歎 願

私儀

兼テ官軍ヘ従事仕度儀政府ヘ歎願仕度候処去月三十一日馬喰町歸リ  
ノ砌酒ノ上薩州ヘ同志杯ト俄連合候事恐入奉存候此段御所分之御取  
扱被成下度奉願上候以上

明治十年四月六日

第一大区三小区横山末無町  
九百八十七番地屋敷同居  
佐藤清初 [摺印]

秋田県権令石田英吉殿

五四 (一七九六)

從 軍 願

今般鹿兒島県逆徒御征討被仰出候ニ付テハ臣等聊カ数十名ノ同志ヲ  
團結シ右御征討ノ戎事ニ補セラレ千死万難シテ  
〔まま〕  
震懼ヲ安綏シ奉ツルノ一端ニ相成度志願ニ付御採用相成候様奉願  
候依テ別紙連名簿相添此段奉願候以上

明治十年  
三月十九日

第一大区三小区秋田郡横山本町下町  
五百五十一番地  
秋田県士族 跡 部 達 蔵

第一大区一小区秋田郡保戸野  
愛宕町千八十九番地  
秋田県士族 大 島 久 剛

秋田県権令石田英吉殿

前書之通相違無之依テ奥印仕候

第一大区一小区 古宇田 景信  
戸長  
第一大区三小区 国 安 弁 吉  
戸長

戸主

士族 伊 東 礼 吉

同

同 浅 原 丈 助

朱点ノ外ハ關係之者ニ無之候

同

同 国安兵馬

忠兵衛長男

同 小貫山 正隆

新太郎長男

同 小柳 貞藏

寅太郎長男

同 梅津 忠功

戸主

士族 御法川 直三郎

戸主

同 手島 小太郎

同

同 佐野 友明

柴之助長男

同 佐藤 忠太

戸主

同 安藤 準之助

同

同 安藤 忠吉

同

同 山本 茂治

伝藏長男

同 小泉 善吉

戸主

同 福川 軍平

同

平民 黒沼 新八

同

士族 佐藤 清初

同

同 金左衛門長男 福川 鏡三郎

戸主

同 谷藏六男 佐々木 政五郎

同

平民 佐々木 七太郎

戸主

同 士族 戸島 勘七

同

同 中島 八五郎

同

同 三浦 太吉

同

同 三浦 太吉

同  
 同、佐藤太助  
（朱点）  
 平民、土岐良助  
（朱点）  
 同  
 士族 佐藤定助  
（朱点）  
 同  
 同、東海林兵之助  
（朱点）  
 平民 佐々木吉藏  
 同  
 士族 田口礼治  
 久米吉長男  
 同 鈴木角治  
 喜一郎次男  
 同 清喜助  
 政助弟  
 士族 坂本多喜助  
 小左衛門長男  
（朱点）  
 同、藤田小六  
 戸主  
 同 三浦兼太郎

同  
 同 信太勇助  
 銀助長男  
（朱点）  
 同、坂本金七  
 戸主  
 同 高橋謙治  
 良太弟  
 同 川尻佐助  
 戸主  
（朱点）  
 同、服部春政  
 貞吉弟  
 同 松淵翠治  
 戸主  
 同 日埜此助  
 同  
 同 川井才記  
 同  
 同 根本欣之助  
 駒之助長男  
 士族 高根桂太郎  
 同、小泉清助  
（朱点）  
 戸主

又右衛門弟

同 大田 陽之助

為助三男

同 角田 清八

敬一郎次男

同 栗谷 謙吉

意春弟

同 門脇 祐吉

戸主

平民 籠谷 茂助

同

士族、比 森 左右造

同

同 石川 軍助

同

同 榎尾 鶴治

鉄之助長男

同 二方 兵助

軍助長男

同 石川 達五郎

藏太長男

同 信田 直吉

第一大区三小区副戸長

五等訓導補

戸主

同 吉田 敬之助

同

同 秋元 一志

忠勇弟

同 北条 忠精

戸主

同 川井 忠恕

同

同 佐藤 寅之助

金吾長男

同 蟹沢 鉄之助

戸主

同 高山 資孝

同

同 川又 金太郎

同

同 吉田 通成

同

同 豊間 直治

同

同 安藤 幸之助

同 戸主 鈴木為三郎  
 同 同 同 輕部省  
 同 同 同 小川金弥  
 同 同 同 小菅生総藏  
 同 同 同 清水通照  
 同 鉄藏弟 高橋忠三郎  
 同 戸主 大和田儀助  
 同 同 同 田中甚吉  
 同 光輝弟 水口養吉  
 同 助六長男 赤須靄治  
 同 戸主 神保新造

忠兵衛長孫 石川龜治  
 同 常敬次男 山崎貞藏  
 同 戸主 桐原茂吉  
 同 同 持地重幸  
 同 良之助四男 菅又吉太郎  
 同 士族 菅又吉太郎  
 同 戸主 奈良広衛  
 同 長勝弟 高畑烈三  
 同 士族 高畑烈三  
 同 戸主 味森充福  
 同 時藏長男 長野久一郎  
 同 敬助長男 高橋運兵衛  
 同 戸主 嵯峨政太郎

同 同 瀨 舎 重 慮

同 同 菅 生 正 男

同 同 清 水 源 藏

同 同 野 呂 庄 吉

同 同 源 藏 長 男  
山 田 作 之 助

同 同 志 賀 剛 太 郎

同 同 内 膳 三 男  
江 栄 之 助

同 同 戸 主  
清 水 通 泰

同 同 戸 主  
中 田 留 之 助

同 同 真 藏 長 男  
青 柳 忠 章

同 同 戸 主  
田 口 金 太 郎

総 人 員 百 三 名

同 同 川 崎 雄 藏  
同 同 近 藤 龍 松

明 治 十 年 三 月 十 九 日

(朱 点)  
跡 部 達 藏  
大 島 久 剛

四 秋 田 県 よ り 弘 前 裁 判 所 へ の 「 掛 合 」 書 「 府 県 史 料 」 ・ 秋 田 県 史

料 十 二 ・ 明 治 十 年 秋 田 県 史 稿 ・ 政 治 部 騒 擾 時 要

弘 前 裁 判 所 掛 合 (手 塚 註、日 付 な し)

当 県 士 族 跡 部 達 藏 外 十 九 名 国 事 犯 自 首 致 候 二 付 所 分 方 司 法 省 へ 相 伺  
候 所 其 御 裁 判 所 へ 可 引 渡 御 指 令 二 付 別 紙 仮 口 供 一 件 書 類 ヲ 求 刑 書 相  
添 御 引 渡 及 候 間 可 然 御 処 分 有 之 度 此 段 及 掛 合 候 也  
〔手 塚 註〕 別 紙 は 省 略 し て 附 せ ら れ て い な い 。

五 逮 捕 協 力 者 に 対 す る 秋 田 県 か ら の 賞 与 「 府 県 史 料 」 ・ 秋 田 県 史

料 十 六 ・ 明 治 十 一 年 秋 田 県 史 稿 ・ 政 治 部 刑 賞

金 七 円 三 等 巡 査 浅 原 丈 助

右 八 当 県 巡 査 奉 職 以 前 明 治 十 年 二 月 中 西 南 暴 徒 騒 擾 ノ ト キ 二 方 り

当県士族跡部達蔵外十八名従軍ヲ名トシ陽ニ有志ヲ煽募シ陰ニ賊徒ニ応センコトヲ謀ルヲ以テ巡查塩浜金弥及菅生正男等ト探索ニ尽力シテ之レヲ偵知シ即チ秋田警察署ヘ申告ス此ニ由テ達蔵等危機切迫ナルヲ知り自首セルハ丈助等尽力ニヨルヲ以テ規則ニ照ラシ本年一月十二日金七円ヲ賞与シ二月十五日之レヲ内務省ヘ上申セリ

第一大区三小区秋田郡檜山中町

金七円

士族 菅生 正男

右ハ明治十年二月中西南暴徒ニ応センコトヲ謀リ陽ニ従軍ノ名ヲ仮リ陰ニ不軌ヲ企ツル当県士族跡部達蔵等ノ逆謀ヲ搜索偵知シ即チ秋田警察署ニ申告スルニ縁リ達蔵等危機切迫ヲ知り自首セルハ巡查塩浜金弥ト与ニ本人尽力セルニヨルヲ以テ規則ニ照ラシ本年一月十六日金七円ヲ賞与シ二月十五日之レヲ内務省ヘ上申セリ

（七月八日・稿）

後記 本稿起算に際し、史料の復写には国学院大学講師中山勝君の援助をうけた。その学恩を謝す。